



家畜衛生情報

死亡牛 BSE サーベイランス体制が見直されます！

令和6年（2024年）4月1日に BSE サーベイランス体制が見直されます。検査対象となる死亡牛について十分理解いただき、検査漏れがないようご協力願います。

① 全月齢の特定症状^{※1}を呈する牛（変更なし）

※1 治療の効果が期待できない進行性の次の行動変化

- ①興奮しやすい ②音や光・接触等への過敏な反応
- ③群内序列の変化 ④搾乳時の持続的な蹴り
- ⑤頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し
- ⑥扉や柵等の障害物におけるためらい等の行動変化があった牛

② 全月齢の特定症状以外の BSE が否定できない症状^{※2}を呈する牛

※2

犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの（感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く）



上記①、②について、

BSE 検査を行う必要があります！

BSE 検査事業や新マニフェスト様式につきましては、改めて畜産会から情報提供いたします。新年度の申請は新様式の到着を待ってお願いいたします。

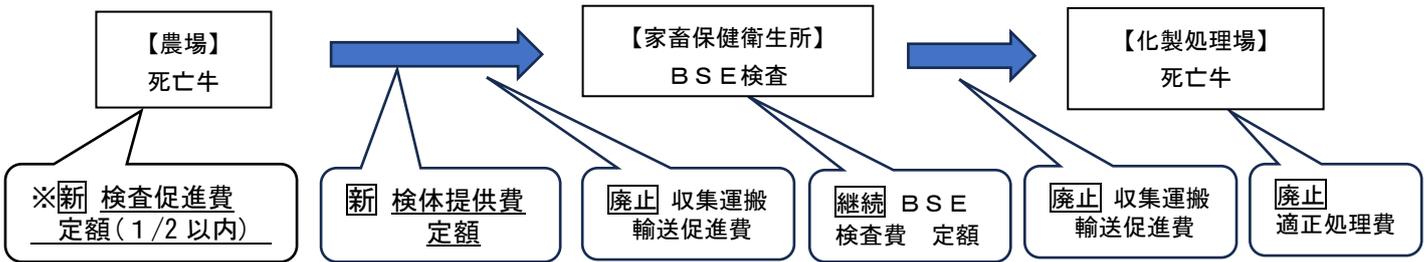
家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232

家畜衛生情報

令和6年度から牛海綿状脳症（BSE）に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更に伴い、検査の補助対象が変わります！

〈令和6年度事業：牛疾病検査円滑化推進対策事業〉

収集・運搬費の輸送費及び適正処理費が廃止され、**新たに検査促進費及び検体提供費が定額（または1/2以内）で補助**されます



※検査促進費：BSE検査の可否を獣医師が判断するにあたり必要となる情報を事業対象農家等が提供することで支払われます。

[3月末までに化製処理まで終了した場合は令和5年度事業の対象、化製処理終了が4月になった場合は令和6年度事業の対象となります]

令和5年度(R6.3.31)中に完了す
↓のであれば令和5年度事業

【イメージ】 ↓令和6年度からは新指針

		死亡牛発生	BSE検査の 要否判断	一時保管施 設等への輸送	BSE検査	適正処理 (化製処理等)	事業年度、 適応する指針	補助額等
例1	実施日	2024/3/31	2024/3/31	2024/3/31	2024/3/31	2024/3/31	R5年度事業 旧指針	BSE検査費 定額 輸送促進費 1/2 以内 (ただし限度額上限あり) 適正処理費 1/2 以内 (ただし限度額上限あり)
	補助		×	輸送促進費 ○	BSE検査費 ○	化製処理費 ○		
例2	実施日	2024/3/31	2024/3/31	2024/3/31	2024/3/31	2024/4/1	R6年度事業 旧指針	BSE検査費 定額 検査促進費 定額(1/2以内) 検体提供費 6,000円/頭
	補助		検査促進費 ○	検体提供費 ○	BSE検査費 ○	×		
例3	実施日	2024/3/31	2024/4/1	2024/4/1	2024/4/1	2024/4/1	R6年度事業 新指針	同上
	補助		検査促進費 ○	検体提供費 ○	BSE検査費 ○	×		
例4	実施日	2024/4/1	2024/4/1	2024/4/1	2024/4/1	2024/4/1	R6年度事業 新指針	同上
	補助		検査促進費 ○	検体提供費 ○	BSE検査費 ○	×		

○：助成対象、×：助成対象外



令和6年3月末までに化製処理が終了した場合、農家等からの「牛疾病検査円滑化推進対策事業助成申請書」(黄色)の提出は4月17日(水)までに長野県畜産会に送付してください【必着】
期日までに提出がない場合は補助金が支払われません！

令和6年度（R6.4.1）からの処理・申請等に係る書類・手続きについて

＜当面の間＞ 暫定として以下によることとします

- 現在使用している下記の書類をそのままお使いください
 - 死亡牛処理整理票（牛疾病検査円滑化推進対策事業助成申請書含む）：7枚綴りのもの（以下整理票）
- 追加の書類（新規に作成）：「BSE（牛海綿状脳症）に係る確認書」（以下確認書）

上記2つの書類の提出をしていただきます。確認書は獣医師が記載することとなります。

※新たな様式の書類が整い次第、使用する書類を切り替えます。

1 現在使用している様式

2 確認書（追加書類）

BSE（牛海綿状脳症）に係る確認書

1 確認牛
牛個体識別番号 _____

2 内容

番号	情報の提供等
1	死亡牛の所有者より生前情報の提供があった。 <input type="checkbox"/> BSE の特定症状を呈していた <input type="checkbox"/> 特定症状以外で BSE が否定できない症状を呈していた <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
2	死亡牛の所有者より生前情報の提供はなかったものの、検案の結果、BSE 検査が必要と判断した <input type="checkbox"/> BSE の特定症状を呈していた <input type="checkbox"/> 特定症状以外で BSE が否定できない症状を呈していた <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

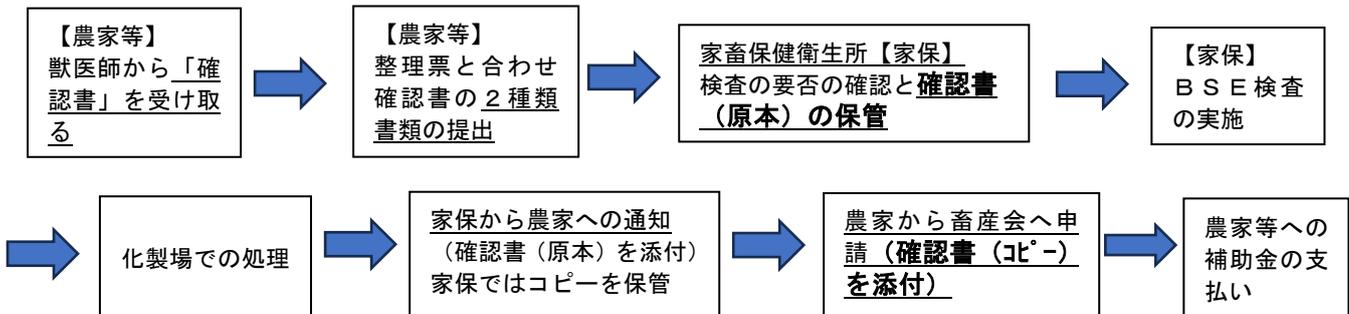
・該当する番号に○印 または、該当する□に✓をすること

3 BSE検査実施の判断
上記の内容によりBSE検査を必要とすると判断します

年 月 日
(獣医師) 氏名 _____ 印
(自署の場合は押印不要)

【手続きの概要】

従来から使用している死亡牛処理整理票（7枚綴り）と「BSE（牛海綿状脳症）に係る確認書」の2種類の書類の扱いとなります。



お問い合わせ先：
一般社団法人長野県畜産会

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 30-9
TEL：026-228-8809 FAX：026-223-0264
URL：https://nagano.lin.gr.jp e-mai：info@nagano.lin.gr.jp